

令和8年3月1日労務単価改訂に伴う

建設工事請負契約書第26条第6項 (インフレ条項)の運用について

四日市港管理組合では、平成26年2月21日から建設工事請負契約書第26条第6項(インフレ条項)※の運用を開始し、継続しているところですが、令和8年3月1日適用の設計単価表の一部改訂(労務単価等の改訂)についても、インフレ条項に基づく請求ができますのでお知らせします。

※建設工事請負契約書第26条第6項と同様の趣旨の条項がある契約書を適用している場合は、該当する条項に読み替えます。

◎ 適用対象工事等

基準日以降の残工期が2ヶ月以上あるもの

◎ 請負額変更の方法

(対 象)賃金水準の変更がなされた日以降の残工事量
に対する資材、労務費など

(受発注者の負担):残工事量の1.0%

令和8年2月

お問い合わせ

四日市港管理組合 経営企画部 建設課・防災営繕課

TEL:建設課 059-366-7028

防災営繕課 059-366-7026